

さいたま市小規模企業者等給付金 Q & A

目次

【申請全般について】

Q 1	申請書の配布について。(配布方法・配布場所)	3
Q 2	申請手続きについて。(申請期間・申請方法)	3
Q 3	申請は先着順か。	3
Q 4	給付のスケジュールについて。(給付金振込日など)	3
Q 5	審査結果について通知はされますか。	3

【対象者について】

Q 6	給付金の対象となる小規模企業者(法人)の要件は。	4
Q 7	給付金の対象となる個人事業主の要件は。	4
Q 8	常時使用する従業員の定義は。	4
Q 9	従業員数は支店の人数も含まれますか。	5
Q 10	従業員数にはアルバイトやパートであれば含まれないか。	5
Q 11	いつ時点の従業員数か。	5
Q 12	給付の対象外となるのはどのような場合か。	5
Q 13	個人事業主としてさいたま市内に事業所があるが、市外に在住している。この場合は給付対象になるか。	5
Q 14	小規模企業者の本店または本社について、登記上は別の自治体にあるが、実態的にさいたま市内にある事業所が本店又は本社としての活動をしている。この場合は給付対象となるか。	6
Q 15	給付対象外となる副業とはどういう場合か。	6
Q 16	年金をもらいながらの事業者は対象となるか。	6
Q 17	フリーランスは対象となるか。	6
Q 18	フリーランスの事業所についての考え方は。	7
Q 19	扶養に入っても対象となるか。	7
Q 20	昨年度中に個人事業主が法人成(同一事業)した場合や、法人が個人成(同一事業)した場合は、給付対象となるか	7
Q 21	第1期で給付されたが、今回も給付を受けられるのか。	8
Q 22	国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」、埼玉県の「埼玉県感染防止対策協力金」との重複受給は可能か。	8

【給付要件について】

Q 23	小規模企業者で1月7日以降、申請日までに市外に移転した場合は。	9
Q 24	個人で1月7日以降、申請日までに市外に転居した場合は。	9

Q 2 5	複数の事業所を有する事業者への給付は。	9
Q 2 6	個人の事業と法人を設立しての事業をやっているが、両方給付されるか。	9
Q 2 7	売上げの減少を要件としているがどの程度か。	9
Q 2 8	売上高実績の算出対象期間はどのように記載するのか。	9
Q 2 9	新型コロナウイルスの影響ではなく売上げが減少した場合は対象となるか。	10
Q 3 0	新型コロナウイルスの影響により現在休業しているがもらえるか。	10
Q 3 1	新型コロナウイルスの影響により廃業してしまった場合は給付対象となるか。 .	10
Q 3 2	休業や時間短縮営業が条件となるか。	10
Q 3 3	個人事業主が事業を行っているかの判断基準は何の収入によるのか。	10
Q 3 4	事業性のある収入の判断基準は。	11
Q 3 5	市税を滞納している場合、支給対象となるか。	11

【提出書類について】

Q 3 6	必要な添付書類は。	12
Q 3 7	営業実態が確認できるものとあるが、どのような書類を提出すればよいか。	13
Q 3 8	本人確認書類の写しは何を提出すればいいですか。	14
Q 3 9	確定申告が終わっていないため最新の確定申告書を提出できない。	15
Q 4 0	売上高を裏付ける書類の提出は必要ないのか。	15
Q 4 1	確定申告書の写しに税務署の收受印は必要か。	15
Q 4 2	e-tax で確定申告した場合に必要なものは。	15
Q 4 3	郵送で送付したので税務署の收受印がない場合は。	15
Q 4 4	確定申告の義務がない場合は。	15
Q 4 5	確定申告書の控えをなくしてしまったがどうすればよいか。	16

【その他】

Q 4 6	税金上の取り扱いは、課税となるのか。	17
-------	--------------------------	----

【申請全般について】

Q 1 申請書の配布について。(配布方法・配布場所)

- 市ホームページに申請書や案内を掲載します。
- 市の窓口（各区役所情報公開コーナー）でも、申請書を配布します。

※ 申請書について、市ホームページからのダウンロードや、上記配布窓口に取りに来ることが困難な方には、郵送でお送りすることも可能ですのでご連絡ください。

Q 2 申請手続きについて。(申請期間・申請方法)

- 申請受付期間は、3月29日（月）から6月30日（水）（消印有効）までです。
- 新型コロナウイルス感染防止の観点から、郵送による申請としています。
- 普通郵便でも受け付けますが、書留又はレターパックなど、追跡が可能な方法による申請をお勧めします。(オンライン申請の対応はしていません。)

Q 3 申請は先着順か。

- 申請があった方から順に審査を行い、支給します。

Q 4 給付のスケジュールについて。(給付金振込日など)

- 申請受付後、速やかに審査を行い、適正と認められたときは、受付日から概ね1～2週間程度で振込みとなります。なお、書類等に不備があった場合は、補正をお願いすることになるため、通常より支給まで日数を要することになりますのでご了承ください。

※振込者の印字は「サイタマシキギョウキユ」です。

Q 5 審査結果について通知はされますか。

- 審査結果に応じ、交付決定通知書もしくは不交付決定通知書を発送いたします。交付決定の場合は、給付金振込日の前後に通知書が届きます。

【対象者について】

Q 6 給付金の対象となる小規模企業者（法人）の要件は。

- 小規模企業者については、次の5つの要件全てに該当する必要があります。
 - ①市内に本社または本店を有すること。
 - ②会社法第2条第1号に掲げるまたは準ずる会社であること。
株式会社（旧有限会社を含む）、合名会社（土業法人を含む）、合資会社、
合同会社、特例有限会社
 - ③中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
 - ◆製造業、建設業、運輸業等の場合・・・20人以下
 - ◆卸売業、サービス業、小売業の場合・・・5人以下
 - ④埼玉県による営業時間短縮要請の対象になっていないこと
 - ⑤国による緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の支給を受けていないこと又は支給を受ける予定のないこと

Q 7 給付金の対象となる個人事業主の要件は。

- 個人事業主については、次の5つの要件全てに該当する必要があります。
 - ①市内で事業を行っていることかつ市内に住民登録があること。
 - ②従業員数の要件についてはQ6の「③」と同様であること。
 - ③埼玉県による営業時間短縮要請の対象になっていないこと
 - ④国による緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の支給を受けていないこと又は支給を受ける予定のないこと
 - ⑤副業ではないこと。※副業の基準についてはQ15をご覧ください。

Q 8 常時使用する従業員の定義は。

- 常時使用する従業員数とは、「予め解雇の予告を必要とする者」のことをいいます。（労働基準法第20条、第21条）
基本的には、下記の者は常時使用する従業員からは除外されます。
 - ① 日々雇い入れられる者
 - ② 二か月以内の期間を定めて使用される者
 - ③ 季節的業務に四か月以内の期間を定めて使用される者
 - ④ 試の使用期間中の者ただし、①については1か月を超えて引き続き使用されている場合、②・③については所定の期間を超えて使用されている場合、④については14日を超えて引き続き使用されている場合は、従業員数に数えます。
なお、会社役員、個人事業主本人については、従業員数には含みません。

Q 9 従業員数は支店の人数も含まれますか。

- 従業員数は会社全体の人数となります。本店以外の支社・支店等の従業員も含まれます。

Q 10 従業員数にはアルバイトやパートであれば含まれないか。

- 雇用形態がアルバイトやパートであってもQ 8の除外条件に該当しなければ、従業員数に含まれます。

Q 11 いつ時点の従業員数か。

- 申請日時点の従業員数です。

Q 12 給付の対象外となるのはどのような場合か。

- 会社法第2条第1号に規定する「会社」以外の法人（＝非営利法人）
（※宗教法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、財団法人、社団法人、協同組合、NPO法人など）
- 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業）
- 反社会的勢力（暴力団員等）
- 埼玉県による営業時間短縮要請の対象となっている者。
- 国による緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の支給を受けている者又は受ける予定のある者
- 個人事業主において副業の場合（※給付金の対象外となる「副業」の詳細はQ 15を参照）

Q 13 個人事業主としてさいたま市内に事業所があるが、市外に在住している。この場合は給付対象になるか。

- 市内で事業を行っていること、かつ市内に住民登録があることが給付条件となっているため、対象となりません。

Q 1 4 小規模企業者の本店または本社について、登記上は別の自治体にあるが、実態的にさいたま市内にある事業所が本店又は本社としての活動をしている。この場合は給付対象となるか。

- 原則として、法人の登記簿謄本の本店所在地により判断します。ただし、登記上の本店所在地がさいたま市外であっても、さいたま市内にある事業所が明らかに本社として活動していることが客観的に判断できる場合は給付対象となります。その場合、併せてそれがわかる書類の提出をお願いいたします。

※公に配布している会社パンフレットにさいたま市内の事業所が本店である旨の記載があるものなど

Q 1 5 給付対象外となる副業とはどういう場合か。

- 主たる収入が事業等収入でない場合です。「主たる」とは基本的には過半として取り扱います。

※事業等収入についてはQ 3 3・Q 3 4も併せて確認してください。

Q 1 6 年金をもらいながらの事業者は対象となるか。

- 年金収入については、副業の判断において、雇用関係による給与収入とは異なる取り扱いとします。
- 仮に事業収入よりも多い年金収入を得ていたとしても、事業の実態があり、その他の要件に適合していることが確認できれば、給付対象とします。

Q 1 7 フリーランスは対象となるか。

- 自身の店舗や事務所を持たない、いわゆるフリーランスとして活動されている方についても、市内在住等の要件に合致し、個人事業主として事業を行っていれば、給付金の対象となります。
- 具体的には、事業実態や、副業でないかなどを総合的に判断し、決定します。

Q18 フリーランスの事業所についての考え方は。

- フリーランスを含む個人事業主については、市内に居住し、かつ、市内に事業所があることが要件です。
- ただし、業務委託契約により働いているフリーランスでは、勤務先の事業所が市外である場合は、自宅で契約行為や経理作業を行う場所を設置しているなど、個人事業主としての事業所が市内の自宅であるとみなすことができれば対象とします。

Q19 扶養に入っている場合でも対象となるか。

- 被扶養者であっても、専従者給与としてではなく、その方自身が個人事業主であり、事業収入を得ていれば対象とするなど、実態を見て判断します。

Q20 昨年度中に個人事業主が法人成（同一事業）した場合や、法人が個人成（同一事業）した場合は、給付対象となるか

- 申請日時点での申請者として、給付対象となります。
- 必要書類として、少なくとも申請書に記載した影響を受ける前の算出対象期間の月から申請日が属する月の前月までの売上帳簿（月ごとの売上が記載）をご提出ください。

【提出書類例】

例) 令和2年10月1日に法人成もしくは個人成し、影響を受ける前の算出対象期間として令和2年11月を記載し、申請日が令和3年4月10日の場合
⇒令和2年11月～令和3年3月までの月ごとの売上帳簿

例) 令和2年9月1日に法人成もしくは個人成し、影響を受ける前の算出対象期間として令和2年8月を記載し、申請日が令和3年5月19日の場合

⇒ (法人成)

法人としての令和2年9月～令和3年4月までの売上帳簿かつ
令和2年分の個人事業主確定申告書第一表

(個人成)

個人としての令和2年9月～令和3年4月までの売上帳簿かつ
直近決算期の法人税確定申告書別表一（※令和2年8月を含むもの）

Q 2 1 第 1 期で給付されたが、今回も給付を受けられるのか。

- 対象者に該当し、かつ給付要件等を満たしていれば受けられます。

Q 2 2 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」、埼玉県「埼玉県感染防止対策協力金」との重複受給は可能か。

- 埼玉県の営業時間短縮の要請を受け、「埼玉県感染防止対策協力金」の対象となる事業者及び飲食店の取引業者などを対象とした国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の対象となる事業者については、今回の給付金の対象外とし、重複受給はできません。
- ただし、国の「持続化給付金」・「家賃支援金」、埼玉県の「中小企業・個人事業主支援金」など、特定の業種・事業者に向けたものではない給付金については、今回の給付金との重複受給は可能としています。
- その他、本市の「新型コロナウイルス対応臨時資金融資」などとの併用は可能としています。

【給付要件について】

Q 2 3 小規模企業者で1月7日以降、申請日までに市外に移転した場合は。

- 緊急事態宣言がなされた1月7日から申請日までの間、引き続き市内に本社又は本店を有していることが要件となるため、申請日時点で、本社等がすでに市外に移転している場合は対象外となります。

Q 2 4 個人で1月7日以降、申請日までに市外に転居した場合は。

- Q 2 3と同様、緊急事態宣言がなされた1月7日から申請日までの間、引き続き市内に居住していることが要件となるため、申請日時点ですでに市外に転居している場合は、対象外となります。

Q 2 5 複数の事業所を有する事業者への給付は。

- 事業所数によらず1事業者につき一律10万円です。また、1回限りの給付となります。

Q 2 6 個人の事業と法人を設立しての事業をやっているが、両方給付されるか。

- 事業者ごとの給付となりますので、個人事業主と法人とが双方が独立した別の事業者であり、それぞれが要件を満たせば、個人と法人とに給付されます。

Q 2 7 売上の減少を要件としているがどの程度か。

- 個人事業主を含めた小規模企業者の置かれた厳しい状況に鑑み、新型コロナウイルス感染拡大の影響による売上の減少があれば、その程度によらず、幅広く給付の対象とします。

Q 2 8 売上高実績の算出対象期間はどのように記載するのか。

- 1か月あたりの売上が減少していることを確認するので、令和3年1月～3月のいずれかの月と前年（令和2年）1月～12月までの間のいずれかの月を比較してください。

Q 2 9 新型コロナウイルスの影響ではなく売上げが減少した場合は対象となるか。

- 新型コロナウイルスの影響で売上げが減少していることを要件としているため、新型コロナウイルスの影響が全くない場合は対象となりません。

Q 3 0 新型コロナウイルスの影響により現在休業しているがもらえるか。

- 新型コロナウイルスの影響により一時的に休業している場合は、今後も営業を続けていく意思があれば給付の対象となります。

Q 3 1 新型コロナウイルスの影響により廃業してしまった場合は給付対象となるか。

- 営業を今後も継続する意思があることが給付の要件となります。
- 廃業した場合や、今後再開予定がない場合は対象外となります。

Q 3 2 休業や時間短縮営業が条件となるか。

- さいたま市の給付金は、新型コロナウイルスの影響による売上げの減少を給付の要件としておりますので、休業や時間短縮営業の有無によらず給付金の交付は可能です。なお、埼玉県の実業時短要請の対象となっている小規模企業者等は対象となりません。

Q 3 3 個人事業主が事業を行っているかの判断基準は何の収入によるのか。

- 原則として、確定申告において、事業収入または不動産収入があることとされていますが、雑収入や給与収入であっても、その実態をみて、雇用関係によらない業務委託契約に基づくものなど、事業性のある収入を得ていると判断できれば、給付対象となります。その際は、それがわかる書類の提出を合わせてお願いします。

Q 3 4 事業性のある収入の判断基準は。

● Q 3 3 のとおり

※雇用関係によらない業務委託契約や委任契約に基づく収入であれば事業性のある収入として判断する。

※保険外交員などの歩合制の契約社員等は対象外。

(基本給：給与、歩合給：事業)

Q 3 5 市税を滞納している場合、支給対象となるか。

● 市税の滞納がないことを給付の要件としているため、支給対象外となります。

(※市税：個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、事業所税
国民健康保険税、軽自動車税、(市たばこ税)、(入湯税))

【添付書類について】

Q 3 6 必要な添付書類は。

- 下記の表のとおりです。

	必要書類
法人 (小規模企業者)	<p>①市内に本社または本店があることが分かる書類 (下記のいずれかの書類1つ。コピーまたは写真可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(発行3か月以内のもの) ・登記情報閲覧サービスによる法人登記情報(発行3か月以内のもの) ・国税庁の法人番号公表サイトによる法人情報 <p>※本店登記を移転していない法人等については、本社等の記載がある会社パンフレットなどを提出(Q14参照)</p> <p>②振込先口座が分かる書類(コピーまたは写真可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人名義の通帳の口座情報の記載ページの写しなど (金融機関名、支店名(金融機関・支店コード)、口座種別、口座番号、口座名義人がわかるもの。印影不要) <p>③直近決算期の法人税確定申告書別表一控え(コピーまたは写真可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収受印のあるもの。e-Taxの場合は受信通知が必要 ・売上金額の記載がされているもの。売上金額の記載がない場合は法人事業概況説明書(両面)を併せて提出 <p>※事業開始直後など、確定申告書類が合理的な理由で提出できない方は、下記の書類2つを全て提出(コピーまたは写真可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上帳簿など営業実態が確認できる書類 ・事業を行っていることが確認できる書類 (売上傳票、許認可証の写し等)
個人事業主	<p>①本人確認書類(コピーまたは写真可) ※詳細はQ38を参照)</p> <p>②市内に事業所があることがわかる書類(下記のいずれか1つ。コピーまたは写真可)</p> <p>[開業届、青色申告決算書(令和2年分)、収支内訳書(令和2年分)、事業所を撮影した写真、パンフレット、ホームページなど]</p> <p>③振込先口座が分かる書類(コピーまたは写真可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者名義の通帳の口座情報の記載ページの写しなど (金融機関名、支店名(金融機関・支店コード)、口座種別、口座番号、口座名義人がわかるもの。印影不要) <p>④営業実態が確認できる書類(コピーまたは写真可)</p> <p>※詳細はQ37を参照</p>

Q37 営業実態が確認できるものとあるが、どのような書類を提出すればよいか。

- 確定申告書の写し等です。事業開始直後で準備できなければ、売上帳簿、事業に係る契約書や請求書の写し等、事業を行っていることがわかる書類で代用が可能です。開業間もない場合は確定申告されていないため、事業実態を確認するため売上台帳などの書類の提出をお願いします。

【法人】

- 直近決算期の**法人税**確定申告書別表一控え（コピーまたは写真可）
 - ・ 收受印のあるもの。e-Tax の場合は受信通知が必要
 - ・ 売上金額の記載がされているもの。売上金額の記載がない場合は法人事業概況説明書（両面）を併せて提出
- ※確定申告書類が合理的な理由で提出できない方は、下記2点の書類を提出
 - ・ 売上帳簿など営業実態が確認できる書類
 - ・ 事業を行っていることが確認できる書類（売上傳票、許認可証の写し等）

【個人】

1. 令和2年分の確定申告において、主たる収入が**事業収入（農業含む）**または**不動産収入**の方

- 令和2年分の確定申告書第一表の写し
（收受印のあるもの。e-Tax の場合は受信通知が必要）

2. 令和2年の確定申告において、主たる収入が**雑収入**または**給与収入**の方

- （下記の書類3つを全て提出が必要）
- 令和2年分の確定申告書第一表の写し
（收受印のあるもの。e-Tax の場合は受信通知が必要）
- 令和2年分の確定申告書第二表の写し
- 雑収入または給与収入の内訳について、業務委託契約書等の雇用契約によらない事業性のある収入であることがわかる書類
※事業性のある収入を得ていることがわからない場合、追加の資料をお願いします。

3. 確定申告書類が合理的な理由で提出できない方

- （下記の書類2つ全て提出が必要）
- 売上帳簿など営業実態が確認できる書類
- 事業性が確認できる書類（開業届、業務委託契約書、許認可証の写し等）

又は

- 令和2年分の市民税申告書（收受印のあるもの）
※収入の内訳によって追加の資料をお願いします。

Q 3 8 本人確認書類の写しは何を提出すればいいですか。

- 運転免許証、健康保険証、その他の公的機関が発行した身分証明書の写しなど、一点提出してください。(裏面に住所等の変更記録が記載されている場合は裏面も必要)

【本人確認書類例】

- ・ 運転免許証
- ・ 旅券
- ・ 個人番号カード
- ・ 住民基本台帳カード
- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
- ・ 船員手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証
- ・ 宅地建物取引士証
- ・ 航空従事者技能証明書
- ・ 耐空検査員の証
- ・ 運航管理者技能検定合格証明書
- ・ 動力車操縦者運転免許証
- ・ 猟銃・空気銃所持許可証
- ・ 教習資格認定証
- ・ 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降に交付されたもの)
- ・ 電気工事士免状、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・ 戦傷病者手帳
- ・ 警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第4項に規定する合格証明書
- ・ 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- ・ (国民)健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、介護保険被保険者証、
共済組合員証
- ・ 国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書、
共済年金又は恩給の証書
- ・ 交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
- ・ 生活保護受給者証
- ・ 雇用保険受給者証
- ・ 官公署が発行した顔写真付きの証明書が更新中の場合に交付される仮証明書、
引替書類等
- ・ 学生証 (顔写真あり)
- ・ 法人が発行した身分証明書
- ・ 写真付きの官公署の資格証明書

Q 3 9 確定申告が終わっていないため最新の確定申告書を提出できない。

- 個人事業主の方で令和2年分の確定申告が終わっていない方には、原則、確定申告を終わらせてから申請してください。
※令和2年分の確定申告期限は令和3年4月15日まで延長となっています。

Q 4 0 売上高を裏付ける書類の提出は必要ないのか。

- 開業して間もないことから営業実態を確認する書類として確定申告書を添付できない場合などを除き、売上高を裏付ける書類の添付は必要ありません。

Q 4 1 確定申告書の写しに税務署の收受印は必要か。

- 收受印は必要です。收受印のある確定申告書の控えの写しを提出してください。
- 税務署の端末で申告した場合は、本人控え（確定申告書の両側に本人控えと印字されているもの）を提出してください。

Q 4 2 e-tax で確定申告した場合に必要なものは。

- e-Tax の場合は確定申告書の控えと受信通知を併せて提出してください。

Q 4 3 郵送で送付したので税務署の收受印がない場合は。

- 確定申告書の控えと納税証明書その2（事業所得金額の記載のあるもの）又は納付書のコピーを併せて提出してください。課税されない事業者の場合は、納税証明書その1を提出してください。
※納税証明書の内容と照らし合わせることで、提出された確定申告書が正しいものであるかを確認します。

Q 4 4 確定申告の義務がない場合は。

- 令和2年分の市民税・県民税の申告を行っていれば、その申請書類の控え（收受印の押印されたもの）で代用ができます。
※市民税・県民税申告書にて事業収入の有無を判断します。

Q 4 5 確定申告書の控えをなくしてしまったがどうすればよいか。

- 確定申告書の写しの取得方法などについては、所管税務署にお問い合わせください。
- 所管税務署で確定申告書の写しを取得するには2週間程度の日数を要する場合がありますが、閲覧であれば当日可能であるとのこと。その場合、内容がわかるようにスマートフォン又はデジタルカメラ等で撮影したものを印刷して添付いただければ確定申告書の控えとして取り扱いをいたします。

【その他】

Q 4 6 税金上の取り扱いは、課税となるのか。

- この給付金は、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。確定申告の際には税務署や税理士などに、ご相談ください。